

市町村の勤労者生活資金貸付制度

この制度は、〈中央ろうきん〉が各市町村と提携して、市町村に居住し事業所に勤務されている方へ無担保で資金を融資する制度です。各市町村によって貸付対象者および資金使途等の制度が異なります。

下表の制度概要は、制度の一部を記載しています。本制度の対象となるか否かは、該当市町村または〈中央ろうきん〉神奈川地区営業店・ローンセンター・コンサルティングプラザまでお問い合わせください。

※別途、保証料年0.7%～年1.2%が貸付利率に上乘せとなります。実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。

市町村名	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	貸付利率	返済期間
横浜市	前年の所得（控除前）が合計700万円未満かつ、次のいずれかに該当する方 ①市内に居住し、同一勤務先に1年以上勤務している方 ②市内に勤務先があり、同一勤務先に1年以上勤務している方 ③3年以上前から引続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内居住の方	増改築費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、こども費、介護費、住居移転費、余暇活動費、職業能力開発費、育児・介護休業費	200万円 ※余暇活動費および自動車購入費は100万円、育児・介護休業費は150万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
川崎市	次のいずれかに該当する民間企業の勤労者で、貸付金の返済及び利子の支払能力を十分に有している方 ①市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方 ②市内の同一事業所に1年以上勤務している方 ③3年以上前から引続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内居住の方 ※耐久消費財（自動車含む）・余暇活動費を資金使途とする場合は、前年年収700万円未満の方。	増改築費及び修繕費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、余暇活動費、職業能力開発費、自己の研修費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費	200万円 ※教育費・太陽光発電設備設置費・福祉車両購入費は300万円。耐久消費財（自動車含む）・余暇活動費は100万円。	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内 ※子の教育費・福祉車両購入費・太陽光発電設備設置費は10年以内
横須賀市	次のいずれかに該当する方 ①市内に居住又は勤務し同一事業所に1年以上勤務する方 ②融資の申込日から起算して、3年以上前から引続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内居住の方	リフォーム費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、介護費、特定不妊治療費、家屋解体費、貸金遅欠配費、育児介護休業費	500万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
平塚市	市内に居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する方 ※市外に居住の場合は他市町村貸付と合計し300万円以内	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、技能資格修得費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費	300万円	年0.70%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（増改築費・太陽光発電設備費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
鎌倉市	市内に居住又は勤務する勤労者の方	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、技能修得費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費	300万円	年0.80%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（増改築費・太陽光発電設備費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内 ※育児・介護休業費は11年以内（育児・介護休業費は1年以内の据置期間設定可能）
藤沢市	市内に居住又は市内事業所に勤務している方 ※市外に居住の場合は他市町村貸付と合計し300万円以内	増改築・修繕費、太陽光発電設備費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、育児・介護休業費、技能・資格取得費、ボランティア・余暇活動費、貸金遅欠配費	300万円	年0.70%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内 （50万円以下は3年以内）※教育費は4年以内、育児・介護休業費は1年以内の据置期間設定可能
小田原市	①市内に居住又は勤務し同一事業所に1年以上勤務する方 ②3年以上前から引続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内居住の方 ※市税に滞納がないこと	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、職業能力開発費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、貸金遅欠配費	200万円 ※教育費は500万円	年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	7年以内 ※教育費は10年以内（教育費は4年以内の据置期間設定可能）
茅ヶ崎市	市内に居住又は市内事業所に勤務している方	増改築費又は付帯設備費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、太陽光発電設備設置費用、育児介護休業費、職業能力開発費、ボランティア活動費、余暇活動費	300万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内 ※育児・介護休業費は1年半以内の据置期間設定可能
逗子市	市内に居住し同一事業所に1年以上勤務する年収800万円未満の方 ※市税の滞納がないこと	リフォーム費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、貸金遅欠配費	150万円	年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
相模原市	次のいずれかに該当する方 ①市内に居住又は勤務し同一事業所に1年以上勤務する方 ②融資の申込日から起算して、3年以上前から引続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内居住の方 ※市税等に滞納がないこと	増改築費及び修繕費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、余暇活動費、資格取得・技能修得費、育児・介護休業費、ボランティア活動費	300万円 ※1万円単位のお申込みとなります。	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内 （50万円以下は3年以内）
三浦市	市内に居住又は勤務し同一事業所に1年以上勤務する方	リフォーム費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費	150万円	年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内

市町村名	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	貸付利率	返済期間
秦野市	市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する方 ※市税に滞納がないこと	修繕費又は補修費、教育費及び自己の学習費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、育児・介護休業費、ボランティア・余暇活動費、貸金遅欠配費	300万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費・学習費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
厚木市	①市内に居住し事業所に勤務する方 ②市内の事業所に勤務する方 ③市内に居住し労働者を雇用しないで事業を行う方	増改築費、教育費（義務教育除く）、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費（出産費含む）、育児・介護休業費、自己学習・職業能力開発費、災害被災等による緊急生活資金	300万円 ※教育費は500万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内 （教育費のみ別途4年以内の据置期間あり）
大和市	市内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方 ※市税等に滞納がないこと	増改築費、入学費及び自己の学習費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	500万円	年1.20%（増改築費） 年1.20%（入学費・学習費） 年1.20%（自動車購入費） 年1.90%（その他）	10年以内
伊勢原市	市内に居住し事業所に勤務する方	教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、貸金遅欠配費、災害補修費	300万円	年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.20%（太陽光発電設備費） 年1.20%（教育費） 年1.20%（自動車購入費） 年1.90%（その他）	10年以内
海老名市	市内に居住し事業所に勤務する方又は、市内事業所に勤務する方	教育費、自動車費、育児・介護休業費、貸金遅欠配・雇用調整休業費、リフォーム費、生活資金関連費	200万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費・雇用調整休業費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
座間市	1年以上市内に居住し事業所に勤務する方又は、1年以上市内事業所に勤務する方 ※市税に滞納がないこと	教育費、自動車費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費、リフォーム費、生活資金関連費	200万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
南足柄市	①市内に居住し事業所に勤務する方 ②市内事業所に勤務する方 ※本貸付制度の保証人になっていないこと ※市税の滞納がないこと	増改築費、教育費、太陽光発電設備費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、自動車免許等技能修得費	150万円	年1.40%（増改築費・太陽光発電設備費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
綾瀬市	市内に居住し事業所に勤務する方	教育費、自動車費、医療費、冠婚葬祭費、耐久消費財購入費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費、太陽光発電設備費	200万円	年1.00%（育児・介護休業費） 年1.20%（貸金遅欠配費・雇用調整休業費） 年1.20%（太陽光発電設備費） 年1.20%（教育費） 年1.20%（自動車購入費） 年1.90%（その他）	5年以内
葉山町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する年収800万円未満の方	教育費（義務教育除く）、耐久消費財購入費、医療費、出産費、育児・介護休業費、貸金遅欠配費	150万円	年1.20%（貸金遅欠配費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
寒川町	町内に居住又は町内事業所に勤務している方	住宅費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	300万円	年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
大磯町	町内に居住し事業所に勤務する方	増改築費、入学費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	150万円	年1.40%（増改築費） 年1.70%（入学費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
二宮町	町内に居住または町内に所在する事業所に勤務する方	増改築費、入学費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	200万円	年1.40%（増改築費） 年1.70%（入学費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内
中井町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方 ※住民基本台帳または外国人登録原票に登録されていること ※町税の滞納がないこと	増改築費、入学費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	150万円	年1.20%（自動車購入費） 年1.20%（入学費） 年1.20%（増改築費・太陽光発電設備費） 年1.90%（その他）	5年以内
大井町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する生計の主体者の方 ※本貸付制度の保証人になっていないこと ※町税の滞納がないこと	増改築費、教育費、太陽光発電設備費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費	100万円	年1.40%（増改築費・太陽光発電設備費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
松田町	町内に居住し事業所に勤務する独立生計の主体者の方 ※本貸付制度の保証人になっていないこと ※町税の滞納がないこと	新築費又は増改築費、教育費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、自動車免許等技能修得費	100万円	年1.40%（増改築費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
箱根町	町内に1年以上居住し同一事業所に1年以上勤務する方 ※町税の滞納がないこと ※納税照会書の提出が必要	増改築費、入学費又は自己の学習費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、太陽光発電設備設置費	100万円	年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（入学費・学習費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	5年以内
愛川町	町内に1年以上居住し同一事業所に2年以上勤務する方 ※町税の滞納がないこと	生活資金全般	200万円	年1.40%（リフォーム費） 年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	7年以内 （5ヵ月以内の据置期間設定可能）
清川村	村内に居住し事業所に勤務する方	生活資金全般	300万円	年1.70%（教育費） 年1.90%（自動車購入費・その他）	10年以内